

令和6年度

熊谷市水道事業

水質検査計画

熊谷市上下水道部

○ 水質検査計画とは

水質検査計画は、水道法に定められた水質基準に適合し、安全で安心な水道水を供給することを目的として、適正な水質検査を行うために検査の項目、頻度を定めたもので、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水道法施行規則により、水道事業者は水質検査計画を作成し、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対して情報提供することとされています。

○ 水質検査計画の内容

1	基本方針	P 1
2	水道事業の概要	P 1
3	原水及び浄水の水質状況	P 8
4	水質検査における採水地点	P 9
5	水質検査項目及び頻度の考え方	P10
6	原水（地下水）検査	P10
7	浄水検査	P12
8	水質検査方法	P17
9	臨時の水質検査	P17
10	水質検査の実施方法	P17
11	水質検査の計画及び検査結果の公表	P18
12	水質検査の精度と信頼性の確保について	P18
13	関係者との連携について	P18
14	クリプトスポリジウムが検出された場合の対応について	P18
15	水道水中の放射性物質の測定について	P18
16	埼玉県から供給される水道用水（県水）の水質検査について	P18

1 基本方針

熊谷市水道事業は、供給する水が給水栓（蛇口）において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

また、水質基準項目以外の項目についても、必要に応じて検査を実施します。

2 水道事業の概要

(1) 水道事業の概要

平成17年10月に熊谷市、妻沼町、大里町が合併して新「熊谷市」が誕生し、その後、平成19年2月に江南町を編入し、現在の「熊谷市」となりました。

熊谷市は関東平野のほぼ中央、埼玉県北部に位置し、区域は東西に約14km、南北に約20kmで面積が159.82km²となっています。

市内の北部を流れる利根川と南部を流れる荒川の伏流水により、地下水に恵まれた地域であることから、水源を地下水で賄ってきましたが、地盤沈下の防止や水の安定供給を図るため、昭和59年に利根川の表流水を水源とする埼玉県営水道（行田浄水場）からの県水の受水を開始しました。

熊谷市水道事業では、地下水及び県水を水源として、市内7給水区域（東部、北部、西部、吉岡、大里、妻沼、江南）に水道水を供給しています（P7図-1「給水区域及び浄配水場位置図」参照）。

事業概要（令和4年度）

項目	内容
水道事業体名	熊谷市水道事業
給水人口	188,185 人
給水戸数	89,127 戸
年間総配水量	24,923,306 m ³
一日平均配水量	68,283 m ³
年間取水量	25,413,101 m ³
※水源種別 地下水	(17,345,195 m ³ 68.3%)
県水受水	(8,067,906 m ³ 31.7%)
年間総有収水量	21,734,266 m ³
有収率	87.2 %
給水普及率	97.8 %

(2) 水源の名称及び種別

熊谷市水道事業が保有する水源は井戸23本(浅井戸15本、深井戸8本)で、詳細は下表のとおりです。

給水区	系統	水源名	深さ	所在地
① 東部給水区 (浅井戸5本)	東部浄水場系	東部第1水源	20m	原島地内
		東部第2水源	18m	原島地内
		東部第3水源	20m	柿沼地内
		東部第4水源	20m	原島地内
		東部第5水源	20m	柿沼地内
② 北部給水区 (浅井戸1本)	北部浄水場系	北部第1水源	20m	今井地内
③ 西部給水区 (深井戸3本)	西部浄水場系	西部第1水源	150m	拾六間地内
		西部第2水源	150m	三ヶ尻地内
		西部第3水源	150.1m	三ヶ尻地内
④ 吉岡給水区 (浅井戸1本)	吉岡浄水場系	吉岡第3水源	20m	村岡地内
⑤ 大里給水区 (深井戸2本)	玉作浄水場系	大里第5水源	150m	津田地内
		大里第6水源	150m	津田地内
⑥ 妻沼給水区 (深井戸3本)	妻沼第2浄水場系	妻沼第4水源	250m	八ツ口地内
		妻沼第5水源	250m	八ツ口地内
		妻沼第7水源	250m	八ツ口地内
⑦ 江南給水区 (浅井戸6本)	江南浄水場系	江南第2水源	9.4m	樋春地内
		江南第3水源	10.4m	樋春地内
		江南第4水源	14m	樋春地内
		江南第5水源	13.2m	樋春地内
		江南第6水源	14.6m	樋春地内
		江南第7水源	14.6m	樋春地内

(3) 浄水場の名称及び浄水方法

※日最大配水量 (m³/日) は令和4年度実績値

給水区	浄配水場名	浄水処理方法等	
①東部給水区	東部浄水場	所在地	原島地内
		敷地面積	18,988m ²
		水源	浅井戸5本及び県水受水
		浄水処理方法	脱炭酸処理(空気接触方式)+滅菌消毒
		日最大配水量	36,859m ³ /日
		配水池	4池(RC造・半地下式) 有効貯水量合計21,188m ³
		その他	西部配水場へ送水
②北部給水区	北部浄水場	所在地	今井地内
		敷地面積	4,036m ²
		水源	浅井戸1本
		浄水処理方法	滅菌消毒のみ
		日最大配水量	—
		配水池	2池(RC造・半地下式) 有効貯水量合計1,500m ³
		その他	北部配水場へ全量送水
	北部配水場	所在地	今井地内
		敷地面積	13,434m ²
		水源	北部浄水場からの受水及び県水受水
		浄水処理方法	—
		日最大配水量	5,224m ³ /日
		配水池	1池(PCタンク2層式) 有効貯水量合計10,500m ³
③西部給水区	西部浄水場	所在地	拾六間地内
		敷地面積	3,474m ²
		水源	浅井戸3本及び西部配水場からの受水
		浄水処理方法	滅菌消毒のみ
		日最大配水量	2,254m ³ /日
		配水池	3池(RC造) 有効貯水量合計1,916m ³
		その他	御稜威ヶ原配水場へ送水

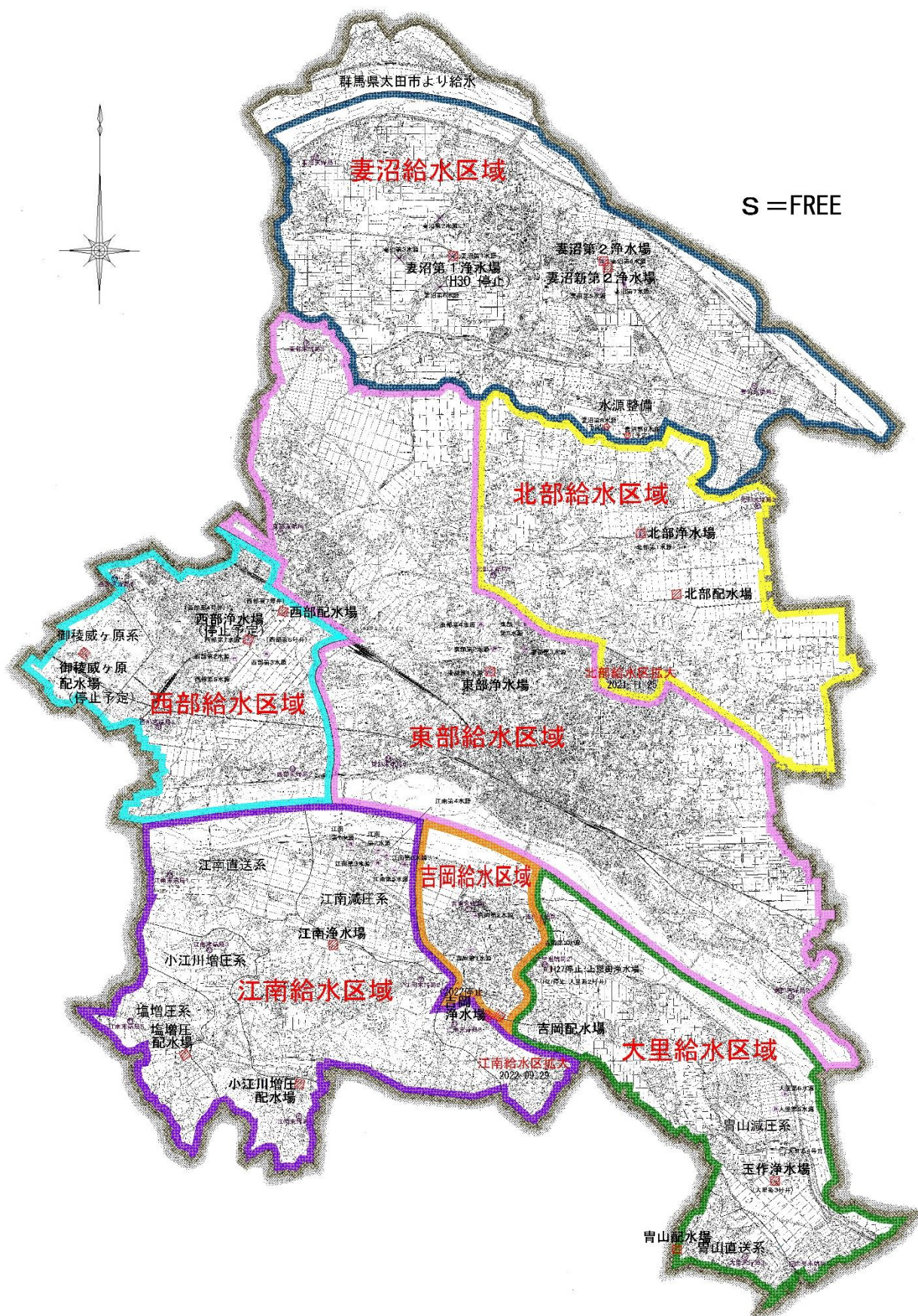
給水区	浄配水場名	浄水処理方法等	
	西部配水場	所在地	新堀地内
		敷地面積	6,770㎡
		水源	東部浄水場からの受水
		浄水処理方法	—
		日最大配水量	8,390㎡/日
		配水池	3池(RC造・半地下式) 有効貯水量合計4,376㎡
	その他	西部浄水場及び御稜威ヶ原配水場へ送水	
	御稜威ヶ原配水場	所在地	御稜威ヶ原地内
		敷地面積	1,975㎡
		水源	西部浄水場及び西部配水場からの受水
		浄水処理方法	—
		日最大配水量	2,417㎡/日
配水池		4池(RC造・半地下式) 有効貯水量合計2,350㎡	
④吉岡給水区	吉岡浄水場	所在地	楊井地内
		敷地面積	1,696㎡
		水源	浅井戸1本
		浄水処理方法	紫外線処理(内照式配管接続型)+滅菌消毒
		日最大配水量	943㎡/日(※)
		配水池	— —
	その他	吉岡配水場へ全量送水	
	吉岡配水場	所在地	楊井地内
		敷地面積	2,967㎡
		水源	吉岡浄水場からの受水及び県水受水
		浄水処理方法	—
		日最大配水量	2,003㎡/日
配水池		4池(RC造・半地下式) 有効貯水量合計2,710㎡	
⑤大里給水区	玉作浄水場	所在地	玉作地内
		敷地面積	6,175㎡
		水源	深井戸2本
		浄水処理方法	滅菌消毒のみ
		日最大配水量	—
		配水池	2池(RC造) 有効貯水量合計2,870㎡
		その他	青山配水場へ全量送水

※ 吉岡浄水場系の給水区は R4. 9. 28 に江南給水区に編入。

給水区	浄配水場名	浄水処理方法等	
	冑山配場	所在地	冑山地内
		敷地面積	1,993㎡
		水源	玉作浄水場からの受水及び県水受水
		浄水処理方法	—
		日最大配水量	4,402㎡
		配水池	2池(PCタンク) 有効貯水量合計2,870㎡
⑥妻沼給水区	妻沼第2浄水場	所在地	八ツ口地内
		敷地面積	8,093㎡
		水源	深井戸3本
		浄水処理方法	急速ろ過処理(除鉄・除マンガン)+滅菌消毒
		日最大配水量	4,366㎡/日
		配水池	1池(PCタンク) 有効貯水量合計2,400㎡
		その他	妻沼新第2浄水場へ送水
	妻沼新第2浄水場	所在地	八ツ口地内
		敷地面積	5,715㎡
		水源	妻沼第2浄水場からの受水及び県水受水
		浄水処理方法	—
		日最大配水量	7,782㎡/日
配水池		2池(PCタンク) 有効貯水量合計8,600㎡	
⑦江南給水区	江南浄水場	所在地	成沢地内
		敷地面積	10,125㎡
		水源	浅井戸6本及び県水受水
		浄水処理方法	膜処理(外圧式MF膜)+滅菌消毒
		日最大配水量	7,081㎡/日
		配水池	4池(RC造・半地下式) 有効貯水量合計5,000㎡
			1池(PCタンク・2層式) 有効貯水量合計1,250㎡
			その他

給水区	浄配水場名	浄水処理方法等	
	小江川増圧配水場	所在地	小江川地内
		敷地面積	2,000㎡
		水源	江南浄水場からの受水
		浄水処理方法	—
		日最大配水量	1,025㎡/日
		配水池	2池(ステンレスタンク) 有効貯水量合計1,000㎡
	塩増圧配水場	所在地	塩地内
		敷地面積	1,262㎡
		水源	江南浄水場からの受水
		浄水処理方法	—
		日最大配水量	810㎡/日
		配水池	1池(RC造) 有効貯水量合計480㎡

図-1 給水区域及び浄配水場位置図



※ 令和6年3月1日現在

3 原水及び浄水の水質状況

熊谷市水道事業の水源である地下水と県水のうち、地下水のこれまでの水質検査結果はすべて良好な状態です。各浄水場で滅菌等の処理を行った浄水についても、これまでの検査結果から水道法に基づく水質基準を常に下回っており、すべて水質基準に適合した安全で良質な水といえます。

各水源については、周囲に工場や畜産関係の施設もほとんどなく、水質汚染のおそれは少ないですが、引き続き本計画に基づいて水質の監視を行います。

各給水区域における過去の原水及び浄水の水質検査結果は、熊谷市のホームページで公表していますので御参照ください。

また、県水（行田浄水場系）の水質状況については、県行田浄水場（原水及び浄水）、妻沼新第2浄水場（熊谷市が受水する県水のうち末端にある施設）及び神川町中央浄水場（行田浄水場系の最末端にあたる地点）の3地点について、埼玉県水質管理センターが実施する水質検査の結果を注視するほか、急激な水質変動時等における連絡体制を構築しています。

なお、各給水区域における水源（地下水）の水質状況は以下のとおりです。

(1) 東部給水区域（東部浄水場系）

東部浄水場系水源は、水道管を痛める原因となる浸食性遊離炭酸がやや多いため、エアレーション方式（空気接触方式）による脱炭酸処理をしています。

(2) 北部給水区域（北部浄水場系）

北部浄水場系水源は、硬度がやや高くなっていますが、特に問題ありません。

(3) 西部給水区域（西部浄水場系）

西部浄水場系水源は、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素がやや高いため、他水系の水と混ぜています。硬度がやや高くなっていますが、特に問題ありません。

(4) 吉岡給水区域（吉岡配水場系）

吉岡浄水場系水源は、過去に大腸菌が検出されたことがあるため、紫外線処理施設（内照式配管接続型紫外線照射設備）による紫外線処理をしています。

(5) 大里給水区域（玉作浄水場系）

玉作浄水場系水源は、硬度がやや高くなっていますが、特に問題ありません。

(6) 妻沼給水区域（妻沼第2浄水場系）

妻沼第2浄水場系水源は、鉄及びマンガンがやや多いため、急速ろ過により除鉄及

び除マンガンの処理を行っています。

また、pH値については水質基準値内ではありますが、やや高めの傾向があります。

(7) 江南給水区域（江南浄水場系）

江南浄水場系水源は、過去に大腸菌等が検出されたことがあるため、膜ろ過施設（外圧式MF膜）による膜処理をしています。

4 水質検査における採水地点

(1) 原水採水地点

原水については、2ページに記載の各水源のほか、江南浄水場内の着水井で採水します。

(2) 浄水採水地点

浄水については、浄・配水場の配水区域ごとに配水管の末端となる以下の給水栓等で採水します。

浄水採水地点一覧

No.	給水区域	浄・配水場系統	採水地点名	所在地	備考
1	東部	東部浄水場系	東別府排泥管	東別府地内	毎日検査のみ
2	東部	東部浄水場系	久下第1公園末端局	久下地内	
3	北部	北部配水場系	上中条集会所末端局	上中条地内	
4	北部	北部配水場系	池上末端排出管	池上地内	毎日検査のみ
5	西部	西部浄・配水場系	外原西公園末端局	拾六間地内	
6	西部	西部浄・配水場系	大麻生公民館	大麻生地内	毎日検査のみ
7	吉岡	吉岡配水場系	万吉石田公園	万吉地内	
8	大里	胃山配水場系	上恩田浄水場内末端局	上恩田地内	
9	妻沼	妻沼第2浄水場系	間々田出荷組合出荷所	間々田地内	毎日検査のみ
10	妻沼	妻沼第2浄水場系	秦公民館末端局	葛和田地内	
11	江南	江南浄水場系	上新田広場末端局	上新田地内	
12	江南	江南浄水場系	楊井集会所	楊井地内	
13	江南	塩増圧配水場系	江南総合公園末端局	板井地内	
14	江南	小江川増圧配水場系	千代ふるさと公園休憩舎	千代地内	
15	江南	江南浄水場系	江南浄水場内給水栓	成沢地内	農薬類のみ

5 水質検査項目及び検査頻度の考え方

水質検査項目については、水道法に規定され検査義務のある水質基準項目をはじめ、検査義務のない水質管理目標設定項目についても、実情に合わせて一部項目で検査を行います。

6 原水（地下水）検査

(1) 全項目検査（P 14「表－1 基準項目検査頻度」参照）

浄水における水質基準51項目のうち、原水でも検査可能な39項目（浄水における水質基準51項目のうち、基21から31の計11項目は消毒副生成物であるため、また、基48（味）については原水で検査する必要のない項目であるため）を参考として適用し、原水の全項目検査として各水源で年1回検査します。

(2) クリプトスポリジウム^{※1}指標菌^{※2}

クリプトスポリジウム指標菌である嫌気性芽胞菌及び大腸菌について、吉岡及び江南給水区域の各水源については年3回、その他の各水源については年4回、検査を実施します。

※1 クリプトスポリジウムとはアピコンプレックス門に属する原虫で、脊椎動物に広く感染します。一般に細菌、ウイルス等に比べて消毒剤に対する抵抗性が強く、感染に必要な生物数が少ないため、水道水が汚染されると集団感染を引き起こす危険があります。人に感染すると下痢や腹痛などの症状が数日から数週間続きます。

（日本水道協会「上水試験方法」（2020年版）を参考に作成）

※2 クリプトスポリジウム指標菌とは、それらが原水において検出された場合にクリプトスポリジウムの存在を疑わせる指標となる菌で、厚生労働省「クリプトスポリジウム等対策指針」に定められています。具体的には、これらの指標菌が原水中から検出された場合には、その原水が家畜等の糞便に汚染されている可能性を示し、家畜等の糞便中に存在するクリプトスポリジウムそのものが検出されない場合でも、対策が必要となります。

(3) クリプトスポリジウム及びジアルジア

クリプトスポリジウム及びジアルジアについては、過去に指標菌が検出された吉岡給水区域においては全水源、江南給水区域においては江南浄水場の着水井について、それぞれ年1回検査します。

(4) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目については、以下の区分により検査を実施します。

なお、農薬類については後述する浄水における検査と同様、「総農薬方式」によることとします。

① 各給水区域を代表する水源で独自に実施する検査

各給水区域における原水の状況を把握するため、それぞれの給水区域を代表する以下の水源で2項目の検査を実施します（P15「表-2 水質管理目標設定項目検査頻度」及びP16「表-3 水質管理目標設定項目（うち農薬類）検査頻度参照」）。

なお、江南給水区域の江南第4水源については、下記②と重複するため農薬類を除いて検査を実施します。

ア 東部給水区域：東部第2水源

イ 北部給水区域：北部第1水源

ウ 西部給水区域：西部第2水源

エ 吉岡給水区域：吉岡第3水源

オ 大里給水区域：大里第5水源

カ 妻沼給水区域：妻沼第7水源

キ 江南給水区域：江南第4水源（農薬類を除く）

② 埼玉県水道水質管理計画に基づく検査

埼玉県水道水質管理計画により、埼玉県内の水源の水質監視に関する事項が定められており、熊谷市では江南第4水源（浄水項目は上新田広場）が水源監視地点として設定されています。

検査項目は13項目で、実施時期は全13項目と農薬類を除く12項目とに分け、以下のとおり実施します（P15「表-2 水質管理目標設定項目検査頻度」及びP16「表-3 水質管理目標設定項目（うち農薬類）検査頻度参照」）。

なお、農薬類の検査については「検査項目」（18項目）と「可能な範囲で検査する検査項目」（19項目）に細分されていますが、熊谷市ではそれぞれ全項目（合計37項目）を検査します。

ア 水質管理目標設定項目13項目：7～8月の任意の月

※水質管理目標設定項目12項目＋農薬類（細分37項目）

イ 水質管理目標設定項目12項目：1～2月の任意の月

7 浄水検査

(1) 全項目検査（P 1 4「表－1 基準項目検査頻度」参照）

水質基準の全51項目を年1回、全51項目のうちかび臭2項目（ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール）を除く49項目を年3回検査します。

なお、かび臭2項目は概ね1月に1回以上検査することとなっておりますが、「過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水が地下水であること並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合」に省略できることとなっております（水道法施行規則第15条）、熊谷市水道事業が保有する各水源はこれに該当することから、年1回に省略します。

ただし、年1回の検査については、藻類が増殖する夏期（7月または8月）に行うこととします。

(2) 毎月検査項目（P 1 4「表－1 基準項目検査頻度」参照）

水質基準の全51項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度の計10項目を年12回（毎月1回）検査します（省略不可10項目）。

(3) 水質管理目標設定項目（P 1 5「表－2 水質管理目標設定項目検査頻度」参照）

各給水区域における水質の現状把握のため、以下の地点において水質管理目標設定項目のうち農薬を除く24項目を年1回検査します。

ア 東部給水区域：久下第1公園

イ 北部給水区域：上中条集会所

ウ 西部給水区域：外原西公園

エ 吉岡給水区域：万吉石田公園

オ 大里給水区域：上恩田浄水場

カ 妻沼給水区域：秦公民館

キ 江南給水区域：上新田広場

ク 江南給水区域：楊井集会所

(4) 水質管理目標設定項目（農薬類）

水質管理目標設定項目のうち農薬類については、地表の影響を受けやすい浅井戸を水源とする東部給水区、北部給水区、吉岡給水区及び江南給水区においてそれぞれ年1回検査を実施します。

農薬類については、現在115項目が対象とされていますが、市内の米麦、野菜等の作付状況及び市内における農薬の出荷状況等、本市の実情に合わせて87項目を自

主的な検査として実施します(P 16「表-3 水質管理目標設定項目(うち農薬類)検査頻度」参照)。

なお、農薬類については、下記の式で与えられる検出指標値が1を超えないこととし、「総農薬方式」により水質管理目標設定項目に位置付けます。

$$DI = \sum \frac{DVi}{GVi}$$

DI=検出指標値

Dvi=農薬iの検出値

Gvi=農薬iの目標値

(5) 1日1回行う水質検査項目(毎日検査)

以下の項目を1日1回、各給水区域の末端(P 9「浄水採水地点一覧」参照)において検査し、水道水の安全を確認します。

ア 色

イ 濁り

ウ 消毒の残留効果

表－1 基準項目検査頻度

水質基準項目		原水(水源井計21本)		浄水	備考
		吉岡給水区(1本) 江南給水区(6本)	ほか14本	全10箇所	
		(39項目+3項目)	(39項目+2項目)	(51項目)	
基1	一般細菌	年1回	年1回	年12回	
基2	大腸菌	年1回	年1回	年12回	
基3	カドミウム及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基4	水銀及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基5	セレン及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基6	鉛及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基7	ヒ素及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基8	六価クロム化合物	年1回	年1回	年4回	
基9	亜硝酸態窒素	年1回	年1回	年4回	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	年1回	年1回	年4回	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回	年1回	年12回	
基12	フッ素及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基13	ホル素及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基14	四塩化炭素	年1回	年1回	年4回	
基15	1,4-ジオキサン	年1回	年1回	年4回	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回	年1回	年4回	
基17	ジクロロメタン	年1回	年1回	年4回	
基18	テトラクロロエチレン	年1回	年1回	年4回	
基19	トリクロロエチレン	年1回	年1回	年4回	
基20	ベンゼン	年1回	年1回	年4回	
基21	塩素酸			年4回	
基22	クロ酢酸			年4回	
基23	クロホルム			年4回	
基24	ジクロロ酢酸			年4回	
基25	ジブロモクロロメタン			年4回	
基26	臭素酸			年4回	
基27	総トリハロメタン			年4回	
基28	トリクロロ酢酸			年4回	
基29	ブロモジクロロメタン			年4回	
基30	ブロモホルム			年4回	
基31	ホルムアルデヒド			年4回	
基32	亜鉛及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基33	アルミニウム及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基34	鉄及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基35	銅及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基36	ナトリウム及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基37	マンガン及びその化合物	年1回	年1回	年4回	
基38	塩化物イオン	年1回	年1回	年12回	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回	年1回	年4回	
基40	蒸発残留物	年1回	年1回	年4回	
基41	陰イオン界面活性剤	年1回	年1回	年4回	
基42	ジエオシン	年1回	年1回	年1回	
基43	2-メチルイソホルネオール	年1回	年1回	年1回	
基44	非イオン界面活性剤	年1回	年1回	年4回	
基45	フェノール類	年1回	年1回	年4回	
基46	有機物(TOC)	年1回	年1回	年12回	
基47	pH値	年1回	年1回	年12回	
基48	味			年12回	
基49	臭気	年1回	年1回	年12回	
基50	色度	年1回	年1回	年12回	
基51	濁度	年1回	年1回	年12回	
クリプト指標菌	嫌気性芽胞菌	年3回	年4回		
クリプト指標菌	大腸菌	年3回	年4回		
その他	クリプトスピリジウム及びジアルジア	年1回			

表－２ 水質管理目標設定項目検査頻度

水質管理目標設定項目		原 水		浄 水	
		東部第2水源 北部第1水源 西部第2水源 吉岡第3水源 大里第5水源 妻沼第7水源 江南第4水源 (22項目)	江南第4水源 ※埼玉県水道水質管理 計画に基づく検査 (13項目)	久下第1公園 上中条集会所 万吉石田公園 上新田広場 (25項目)	外原西公園 上恩田浄水場 秦公民館 楊井集会所 (24項目)
目1	アンチモン及びその化合物	年1回	年2回	年1回	年1回
目2	ウラン及びその化合物	年1回	年2回	年1回	年1回
目3	ニッケル及びその化合物	年1回	年2回	年1回	年1回
目4	亜硝酸態窒素 ※1				
目5	1,2-ジクロロエタン	年1回	年2回	年1回	年1回
目6	トランス-1,2-ジクロロエチレン ※1				
目7	1,1,2-トリクロロエタン ※1				
目8	トルエン	年1回	年2回	年1回	年1回
目9	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	年1回	年2回	年1回	年1回
目10	亜塩素酸 ※2				
目11	塩素酸 ※1				
目12	二酸化塩素 ※2				
目13	ジクロロアセトリル		年2回 ※3	年1回	年1回
目14	抱水クロール		年2回 ※3	年1回	年1回
目15	農薬類	年1回 ※5	年1回	年1回 ※4	
目16	残留塩素			年1回	年1回
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回		年1回	年1回
目18	マンガン及びその化合物	年1回		年1回	年1回
目19	遊離炭酸	年1回		年1回	年1回
目20	1,1,1-トリクロロエタン	年1回	年2回	年1回	年1回
目21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	年1回	年2回	年1回	年1回
目22	有機物等(KMnO4)	年1回		年1回	年1回
目23	臭気強度(TON)	年1回		年1回	年1回
目24	蒸発残留物	年1回		年1回	年1回
目25	濁度	年1回		年1回	年1回
目26	pH値	年1回		年1回	年1回
目27	腐食性(ランゲリア指数)	年1回		年1回	年1回
目28	従属栄養細菌	年1回		年1回	年1回
目29	1,1-ジクロロエチレン	年1回	年2回	年1回	年1回
目30	アルミニウム及びその化合物	年1回		年1回	年1回
目31	PFOS及びPFOA	年1回	年2回	年1回	年1回

- ※1 目4・6・7・11は欠番となっています。
- ※2 目10・12については、消毒剤に二酸化塩素を使用していないので除きます。
- ※3 消毒副生成物であるため、浄水（上新田広場）で検査します。
- ※4 江南給水区の農薬類については、江南浄水場内給水栓で検査します。
- ※5 江南第4水源を除く（埼玉県水道水質管理計画に基づく検査として別途実施）。

表-3 水質管理目標設定項目（うち農薬類）検査頻度

番号	厚労省 リスト 番号	項 目	原 水 ※1				区分 検/可 ※2	浄 水	
			東部第2水源 吉岡第3水源	北部第1水源 大里第5水源 (37項目)	西部第2水源 妻沼第7水源	江南第4水源 (37項目)		久下第1公園 万吉石田公園	上中条集会所 江南浄水場内給水栓 (87項目)
1	1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)		年1回		年1回	検	年1回	
2	3	2,4-D(2,4-PA)		年1回		年1回	検	年1回	
3	4	EPN						年1回	
4	5	MCPA		年1回		年1回	可	年1回	
5	6	アシュラム						年1回	
6	7	アセフェート		年1回		年1回	可	年1回	
7	8	アトラジン						年1回	
8	11	アラクロール						年1回	
9	12	インキサチオン		年1回		年1回	検	年1回	
10	15	イソプロチオラン(IPT)						年1回	
11	16	イブフェンカルバゾン		年1回		年1回	可	年1回	
12	18	イミノクタジン		年1回		年1回	可	年1回	
13	20	エスプロカルブ						年1回	
14	21	エトフェンプロックス						年1回	
15	23	オキサジクロメホン						年1回	
16	24	オキシ銅(有機銅)						年1回	
17	26	カズサホス		年1回		年1回	可	年1回	
18	27	カフェンストール						年1回	
19	28	カルタップ						年1回	
20	29	カルバリル(NAC)						年1回	
21	30	カルボフラン		年1回		年1回	検	年1回	
22	31	キノクラミン(ACN)		年1回		年1回	可	年1回	
23	32	キャプタン						年1回	
24	34	グリホサート						年1回	
25	35	グルホシネート		年1回		年1回	可	年1回	
26	38	クロルピリホス						年1回	
27	39	クロロタロニル(TPN)		年1回		年1回	検	年1回	
28	40	シアナジン		年1回		年1回	可	年1回	
29	41	シアノホス(GYAP)		年1回		年1回	可	年1回	
30	42	ジウロン(DCMU)		年1回		年1回	検	年1回	
31	43	ジクロベニル(DBN)		年1回		年1回	検	年1回	
32	45	ジクワット		年1回		年1回	可	年1回	
33	46	ジスルホトン(エチルチオメトン)						年1回	
34	47	ジチオカルバメート系農薬		年1回		年1回	可	年1回	
35	48	ジチオピル						年1回	
36	49	シハロホップチル		年1回		年1回	可	年1回	
37	50	シマジン(CAT)		年1回		年1回	検	年1回	
38	51	ジメタメトリン						年1回	
39	53	シメトリン						年1回	
40	54	ダイアジノン		年1回		年1回	検	年1回	
41	55	タイムロン						年1回	
42	56	ダゾメト、メタム(カーバム)及びメチルイソシアネート		年1回		年1回	可	年1回	
43	58	チウラム		年1回		年1回	検	年1回	
44	59	チオジカルブ						年1回	
45	60	チオフェネートメチル						年1回	
46	61	チオベンカルブ						年1回	
47	62	テフリトリオン		年1回		年1回	可	年1回	
48	64	トリクロピル		年1回		年1回	検	年1回	
49	65	トリクロルホン(DEP)		年1回		年1回	検	年1回	
50	67	トリフルラリン						年1回	
51	69	パラコート		年1回		年1回	可	年1回	
52	71	ピラクロニル		年1回		年1回	可	年1回	
53	72	ピラソキシフェン						年1回	
54	73	ピラソリネート(ピラゾレート)		年1回		年1回	可	年1回	
55	75	ピリプチカルブ						年1回	
56	76	ピロキロン						年1回	
57	77	フィプロニル		年1回		年1回	検	年1回	
58	78	フェニトロチオン(MEP)		年1回		年1回	検	年1回	
59	79	フェノプロカルブ(BPMC)						年1回	
60	80	フェリムゾン						年1回	
61	81	フェンチオン(MPP)						年1回	
62	82	フェントエート(PAP)		年1回		年1回	検	年1回	
63	83	フェントラザミド						年1回	
64	85	フタクロール						年1回	
65	86	フタミホス						年1回	
66	87	ブプロフェジン						年1回	
67	88	フルアジナム						年1回	
68	89	プレチラクロール						年1回	
69	91	プロチオホス						年1回	
70	92	プロピオナゾール						年1回	
71	94	プロベナゾール		年1回		年1回	検	年1回	
72	95	プロモブチド						年1回	
73	96	ペノミル						年1回	
74	97	ベンシクロン						年1回	
75	98	ベンゾピシクロン						年1回	
76	99	ベンゾフェナップ						年1回	
77	100	ベンタゾン		年1回		年1回	可	年1回	
78	101	ベンディメタリン						年1回	
79	102	ベンフラカルブ						年1回	
80	105	ホスチアゼート		年1回		年1回	可	年1回	
81	106	マラチオン(マラソン)						年1回	
82	107	メコプロップ(MCPP)						年1回	
83	108	メソミル						年1回	
84	109	メタラキシル						年1回	
85	110	メチダチオン(DMTP)		年1回		年1回	検	年1回	
86	113	メフェナセット						年1回	
87	115	モリネート		年1回		年1回	検	年1回	

- ※1 原水の農薬検査について、江南第4水源は埼玉県水道水質管理計画に基づく検査として実施し、それ以外の水源は独自検査として実施します。
- ※2 原水（埼玉県水道水質管理計画に基づく検査項目）の区分について
検・・・検査項目（計18項目）
可・・・可能な範囲で検査する項目（計19項目）

8 水質検査方法

水質検査方法は、水質基準に関する厚生労働省令に基づいて定められた検査方法等によるものとします。

9 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、以下のような状況が発生し水質基準に適合しないおそれがある場合に実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水処理過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) 災害時等、広範囲で水質基準超過のおそれがあるとき
- (7) その他特に必要があると認められたとき

10 水質検査の実施方法

熊谷市水道事業における水質検査は、水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関に委託して実施するものとし、委託の範囲は、本計画に基づく検査の項目及び頻度の水質検査とし、試料採取及び運搬を含めた委託とします（毎日検査を除く）。

試料の採取は厚生労働省告示の水質検査方法に従って実施し、採取後12時間以内に検査が開始できるよう保冷して受託者が検査施設まで運搬します。

臨時検査の場合は、状況に応じて自己採取または受託者による採取とします。

自己採取の場合においても、厚生労働省告示の水質検査方法に従って実施し、採取後12時間以内に検査が開始できるよう保冷して検査施設まで運搬するか、引渡しを行います。

検査の実施状況の確認方法は、検査の記録やデータ等により確認します。

また、精度管理の実施状況や水質検査に関する品質管理の認証状況等を確認するとともに、必要に応じて検査機関への立入調査等を実施します。

なお、令和5年度は株式会社総合環境分析に委託し、書面による確認のほか立入調査を実施し、検査状況等に問題がないことを確認しました。

11 水質検査の計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎年見直します。

また、水質検査計画及び浄水（水質基準項目）の検査結果は、広報誌、閲覧、熊谷市ホームページ等の手段により公表します。

12 水質検査の精度と信頼性の確保について

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託検査項目について正確かつ精度の高い検査の実施に留意しています。

また、原則として水質基準の1/10以下の定量下限値を確保しています。

13 関係者との連携について

水質事故が発生した場合等は、関係機関（厚生労働省、県所管課、保健所等）と連携して調査を行うほか、必要に応じて水質検査を実施します。

14 クリプトスポリジウムが検出された場合の対応について

水質検査によりクリプトスポリジウムが検出された場合、直ちに汚染されているおそれのある原水の取水停止、水源の切替え等を実施します。

その場合、クリプトスポリジウム等による感染症の拡大を防止するため、また、水道利用者に混乱を招くことのないよう、水道水を飲用することによりクリプトスポリジウム症に感染する危険があることについて、各種手段（広報車、びら、報道機関等）を活用して迅速かつ確実に広報を行います。

15 水道水中の放射性物質の測定について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災における、東京電力福島第1原子力発電所の事故にともない、放出された放射性物質を監視するため、浄水中の放射性セシウム（Cs-134及びCs-137）の測定を年4回実施します。

16 埼玉県から供給される水道用水（県水）の水質検査について

埼玉県（行田浄水場）から供給される水道用水（県水）の水質検査については、埼玉県水質管理センターが実施する水質検査をもってこれに代えます。

この水質検査計画に対する皆様のご意見をお寄せ下さい。

問い合わせ先	熊谷市 上下水道部 水道課 維持管理係
	〒360-0811
	熊谷市原島 1031 番地
TEL	048-520-4135
FAX	048-525-9976
E-mail	suido@city.kumagaya.lg.jp